

2025 年 5 月 29 日

各 位

会社名 シチズン時計株式会社
代表者名 代表取締役社長 大治 良高
(コード番号 7762 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員 広報 I R 室担当 小林 啓一
(TEL. 042-468-4934)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社株主から本年 6 月開催予定の第 140 期定時株主総会に関し、株主提案を行う旨の書面（以下、「株主提案書」といいます。）を受領しておりましたが、2025 年 5 月 29 日開催の取締役会において当該株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

個人株主 1 名（議決権の数 336 個）

2. 株主提案の内容

(1) 議題

- ① 定款一部変更の件
- ② 定款一部変更の件
- ③ 監査役解任の件
- ④ 定款一部変更の件
- ⑤ 定款一部変更の件
- ⑥ 定款一部変更の件
- ⑦ 定款一部変更の件

(2) 提案内容及び提案理由

別紙に記載のとおりです。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議案 1

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

取締役の報酬等に関する事項につきましては、事業報告において法令に従い適正に開示しており、また、取締役の選任に係る議案をご検討いただくにあたって必要な情報につきましては、株主総会参考書類において法令等に従い適正に開示しております。

当社は、任意の機関として、報酬委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務め、公正かつ透明性をもって審議を行っております。同委員会の勧告を受けて、取締役会が取締役の報酬等の内容を決定することにより、取締役の報酬等に関する透明性を高めております。

また、取締役報酬の開示といった個別具体的な業務執行に関する事項について、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案 2

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

取締役会の議長と最高経営責任者を分離することについて議論があることは、当社においても承知しております。

その一方で、コーポレート・ガバナンスの実効性を発揮するにあたっては、個社の実情に合った体制を敷くことがコーポレートガバナンス・コードでも求められております。

当社の取締役会においては、多岐にわたる事業内容におけるそれぞれの事業環境の変化に素早く対応し、適切な意思決定を行うことを目的に、業務執行に関連する議案も付議されております。

そこで、業界動向に加え、足元の執行状況や喫緊の経営課題などの社内事情に詳しい取締役社長が議長を務め、執行サイドとのコミュニケーションを十分とって情報共有を図るとともに、スピード感を持った適切な意思決定を行うことも、当社に適したコーポレート・ガバナンス体制によって企業価値を向上するために必要であると考えております。そのため、当社の取締役会では業務内容に精通した取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の半数以上を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受けることが適切であると考えております。

また、当社は、任意の機関として、指名委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により取締役社長を選定することで、取締役社長等の選定に関する透明性を高めております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案 3

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

常勤監査役である赤塚昇氏は、取締役会を含めた重要な意思決定会議に出席し、必要に応じた意見の陳述を行うほか、付議事項や報告事項の妥当性・手続きの適法性を監査しております。

加えて経験豊富な経営者としての見地から、経済・金融情勢、財務・経理面に関わる発言などを行っております。

また、日常の監査活動においては当社の内部統制システムの運用状況の把握を行い、取締役の職務執行を監査し、グループを含めた内部監査体制の拡充に対する必要な助言を行っております。

このように、同氏は監査役としての役割を十分果たしているため、解任の理由はないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案 4

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

社外役員のあり方については、これを柔軟に運用するためには、この提案内容を会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

社外役員については、経営環境等に応じて求められるスキルや知見・経験が異なることから、その候補者を幅広く選ぶことを可能にすることが企業価値向上に資するものと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案 5

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、2021 年 6 月開催の第 136 期定時株主総会から、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（※1）を実施しており、ご来場が難しい株主様にはインターネットを通じた参加が可能となっております。

そして、株主総会の運営においては、法的な安定性を重視することが株主共同の利益に資するものと考えておりますが、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（※2）は、通信障害が生じた場合でも株主総会決議の取消事由に該当しないとの法令上または実務上の基準が示されておらず、株主総会決議が取り消される可能性を排除できないため、法的な安定性が確保されているとはいえないと考えております。

また、技術的な不安が完全に解消されない以上、通信障害によって株主総会への出席や議決権の行使が妨げられるなど、株主様が多大な不利益を受けるおそれがあると考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

※1 ハイブリッド参加型バーチャル株主総会とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、株主総会への法律上の「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる株主総会をいう。

※2 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会をいう。

上記※1及び※2は、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020年2月26日 経済産業省作成）から引用。

議案6

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

株主様からの要求に基づく取締役会議事録の開示については、法令で定められた手続を経た場合を除き、これを認めることは適切でないと考えております。

また、取締役の選任に係る議案をご検討いただくにあたって必要な情報につきましては、株主総会参考書類において法令等に従い適正に開示しております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案7

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

株主総会における議案の採決にあたっては、事前の議決権行使結果に加え、当日の議決権行使結果を踏まえて、各議案の可決要件を満たしたことを確認し、株主総会においてその旨を報告しており、議案の採決方法は、適切であると考えております。

なお、議決権行使結果については、法令の定めに従い、株主総会後に提出する臨時報告書にて適切に開示しております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙)

※ 以下の提案内容及び提案理由は、株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

議案１ 定款一部変更の件

提案内容

取締役報酬は、原則として、個別に開示する。

提案理由

株主にとって、議決権行使は最も重要な権利である。その権利行使を行う際の判断材料として、会社側は株主へ適切な情報開示を行う必要がある。

個別の役員報酬は、取締役会出席率（％）と共に、役員個別の再任、解任の議決権行使を行う際の重要な判断材料である。

議案２ 定款一部変更の件

提案内容

取締役会は、原則として、社外取締役を議長とする。

提案理由

業務執行を行わない、独立した立場の社外取締役を議長とすることが、企業価値向上や株主の権利保護といった観点から企業経営の監督とガバナンス効果を高め、より適正な取締役会決議を行えるため。

また、社外取締役を取締役会議長とすることで、経営執行部と取締役会との間に、あるべき適切な緊張関係を作れるため。

議案３ 監査役解任の件

提案内容

赤塚昇氏の監査役解任を求める。

提案理由

常勤社外監査役である赤塚氏は、当社の債権者（139 期末は 138 億円を貸付）であり、かつ、当社の大株主（139 期末は 430 万 9 千株保有）でもある、みずほ銀行の出身者である。みずほ銀行は 2002 年、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行が再編されて出来た銀行である。提案者の知る限り少なくともほぼ 19 年の長きにわたって、赤塚氏を含め歴代監査役は旧第一勧業銀行出身者が連綿と切れ目なく続いており、当社の固定化したポジションになっている。

以上のことから、提案者は、経営執行や取締役会を監査する独立社外監査役として、赤塚氏は不適任と考えたため。

議案４ 定款一部変更の件

提案内容

当社社外役員の総兼職数について、株主総会が 6 月に開催される東証プライム上場会社については、6 社以内とする。

提案理由

当社社外役員は、株主総会が6月開催である、多くの東証プライム市場公開企業の社外役員と兼職している。

「銘柄コード7012：川崎重工」、「6755：富士通ゼネラル」、「3034：クォールホールディングス」、「4216：旭有機材」、「6844：新電元工業」、「8182：いなげや」、以上6社。

2024年6月開催の株主総会はわずか6日間で、90.9%もの株主総会日が集中した。

当社株主総会で、すべての社外役員が出席し、必要に応じて株主からの質問等に答弁することは、現状においても困難である。

以上から、提案者は、これ以上の社外役員の兼職数の増加は、物理的、合理的、常識の範囲を逸脱するものと考えたため。

議案5 定款一部変更の件

提案内容

株主総会は、原則として、オンライン出席も可能とする。

提案理由

個人投資家も、機関投資家等も、通常、複数の銘柄を所有している。株主が、いくつかの興味のある株主総会に出席しようとしても、株主が遠方にいる場合、移動のための時間や費用が生じたりして出席するハードルが高い。また、数年前に猛威を奮ったコロナ禍では、そもそも出席が事実上困難な場合もあった。このような時に、株主や役員もオンライン出席が可能となれば、株主も会社側にとっても有益であり、株主総会が実りあるものになると考えたため。

議案6 定款一部変更の件

提案内容

取締役会議事録は、原則として、株主の要求がある時は任意で開示する。

提案理由

取締役会決議に至る過程で、個々の役員がどのような発言をしたのかを確認するため。

また、それにより、取締役個別の再任、解任の議決権行使をする際の判断材料とするため。

議案7 定款一部変更の件

提案内容

株主総会決議は、当日までの議決権行使結果を明示して、当日会場に出席している株主の理解を得た後に、採決する。

提案理由

株主総会決議は、通常、委任状争奪戦やMOM決議（少数株主の中の多数）のある場合での僅差での可決等を除いて、議長は当日までの議決権行使結果で、議案の成立可否を事前に分かっている。しかしながら、当日、株主総会会場に来ている株主の中で採決をすれば、結果は逆の場合もありうる。

よって、株主総会会場にいる株主個々人の納得感を高めるために、事前の議決権行使結果の開示が必要である。

それによって、株主総会が実りあるものになると考えたため。